

外国人介護人材受入促進事業（外国人介護人材獲得強化事業） よくある質問まとめ

番号	質問	回答
1	海外現地での取組において、食費は対象となるか。	食費は対象外です。 宿泊費の中に食費が含まれる場合は、該当分を除くようお願いします。
2	海外現地での取組において、宿泊費の上限はあるか。	国家公務員等の旅費支給規程（令和6年12月20日号外財務省令第70号）別表2 二 外国（職務の級が十級以下の者）の金額を上限とします。 https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045
3	海外現地での取組において、外貨で支払う予定だが、申請書はどのように記載すればよいか。	円に換算した金額を記載してください。 また、換算した際の為替レートがわかるよう根拠も提示ください。
4	就業規則において理事長はビジネスクラスで渡航することとしているが、申請は可能か。	ビジネスクラスの利用は可能ですが、補助金の対象は当該便のエコノミークラスとなります。ビジネスクラスを利用した場合は当該便のエコノミークラスの根拠資料を提示のうえ、エコノミークラスの金額で申請をお願いします。
5	海外現地での取組において、必ず採用につなげなければならないのか。採用できなければ補助金は出ないのか。	採用は補助要件としておりません。ただ、その後の採用状況等をお聞きする場合がありますので、ご承知おきください。
6	現地の言語で書かれた領収書等を根拠資料としてよいか。	現地の言語で書かれた領収書の場合は、日本語に翻訳したものを併せて提出してください。
7	現地の生活・文化風習等の事前調査として、現地の施設を見学するといった内容は対象になるのか。	一般的に観光場所として訪問される場所は対象外となります。